

令和6年10月16日

理事岩田尚子、理事岸波敬子、理事澤清司、理事壺哲男、
理事仁木島清子、理事丸山哲男、理事山上直也、
理事山脇丈一様

一般社団法人播磨自然高原クラブ
代表理事 岡庭晋司

通 知 書

令和6年10月13日付（但し、受付印は10月12日）「理事会招集請求」を10月15日に受達した。

当該請求は、一般社団法人法及び財団法人の関する法律（以下、法と呼ぶ）第93条を根拠法として請求するとされているが、当該条第2項は「・・・以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。」としている。

しかしながら、当該請求は、理事会の目的とする事項が著しく不明確で、目的とする事項が示されておらず、審議するに値するか否か判断不能かつ要件を満たしていない。特に第1号議案及び第2号議案は、根拠の明示すらなく著しく不明確である。理事会は法及び定款ほかの定めにより、審議すべき事項が定められており、当然、これに従わなければならない。

さらに、当該請求を行っている貴殿らは、既に任期が満了していることから、暫定的に理事の職務を続けているに過ぎない。このような状態で互選に基づく理事会開催を要求することは、定款及び互選規定に照らしても極めて不適切であり、法的にも正当性を欠く行為である。

よって、当該請求を差し戻す。

以上